

## 丹波篠山市低入札価格調査制度取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、建設工事の入札に適用する低入札価格調査制度の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は実施設計額が1億円以上の工事とする。

### (低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の設定)

第3条 対象工事にかかる低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格を設定することができる者は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により調査基準価格及び失格基準価格を設定し、予定価格を記載する書面（別紙1号）の所定の欄に記載するものとする。

### (落札者の決定の保留)

第4条 契約担当者は、調査基準価格を下回り失格基準価格以上の有効な入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨、入札者に告げうえて、入札を終了するものとする。

### (調査の実施)

第5条 当該工事の主管部長（以下「主管部長」という。）は、前条の規定により落札者の決定が保留された場合は、対象工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げるよう内容を、最低の価格の有効な入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から資料を提出させ、事情を聴取するものとする。

- (1) その価格により入札した理由 (様式1号)
- (2) 入札価格の工事費内訳書 (様式2号)
- (3) 対象工事付近における手持工事の状況 (様式3号)
- (4) 対象工事に関連する手持工事の状況 (様式4号)
- (5) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連 (様式5号)
- (6) 手持ち資材の状況 (様式6号)
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係 (様式7号)
- (8) 手持ち機械の状況 (様式8号)
- (9) 労務者の具体的供給見通し (様式9号)
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者名 (様式10号)
- (11) その他契約担当者が必要と認める事項

2 主管部長は、関係機関への照会等の調査を行い次に掲げるような項目を調査し、資料を作成するものとする。

- (1) 調査結果及び意見書 (様式2号)
- (2) 工事費積算比較表 (様式3号)
- (3) 過去に施工した公共工事の成績状況 (様式4号)
- (4) 経営内容及び経営状況 (様式4号)
- (5) 信用状況（取引金融機関、保証会社等へ照会） (様式4号)
- (6) 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状態 (様式4号)
- (7) その他契約担当者が必要と認める事項 (様式4号)

### (調査結果の取扱)

第6条 主管部長は、調査終了後直ちに前条の調査資料を丹波篠山市契約審査会（以下「審査会」という。）に提出し、落札決定の適否について付議する。

2 審査会は、調査資料を受領後、直ちに審議し、落札決定の適否を決定する。

(落札者の決定)

第7条 契約担当者は審査会において落札者として適切である旨決定された場合は、最低価格入札者を落札者とする。なお、審査会において落札者として不適切である旨決定された場合は、最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格入札者の価格に次ぐ価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。この場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回り失格基準価格以上の入札であるときは、第5条及び第6条の手続きを行う。

(落札者の決定通知)

第8条 契約担当者は、前条により落札者を決定したときは、直ちに落札者を決定した旨を通知するとともに、他の入札者に対してその結果を通知する。なお、次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としな理由を付して通知するとともに、他の入札参加者に対して次順位者が落札者となった旨通知する。

(審査会)

第9条 審査会は、主管部長から提出された資料に基づき、最低価格入札者について、対象工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否について審議するものとする。

2 審査会の組織及び運営方法は、丹波篠山市入札参加者審査会に準じる。

附則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年6月25日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。